

広島県告示第六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によつて、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があつた。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所を
名称	所在地
医療法人社団尚志会	福山市西町二丁目一一番三六号
株式会社タクト	福山市東深津町六丁目一〇番三〇一八〇二号アイムス福山壹番館
株式会社三及	福山市西町二丁目一一番三六号
社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	広島市中区富士見町二番二〇号
庄原市西本町四丁目五番二六号	さんきゅう
庄原市社会協居宅介護支援事業所ひわ	福山市神辺町平野字古市二八番地四九
庄原市比和町比和一一九番地一	福山市中区宝町四一二植木ビル一階
平成二一年一二月三一日	平成二一年一一月三〇日
平成二一年一二月三一日	平成二一年一一月三一日